

特定非営利活動法人高知こどもの図書館 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程により、認定特定非営利活動法人 高知こどもの図書館の活動として理事会が認める場合、役員に、その期間中、毎月支給する。

(月額)

第2条 理事長、館長を務める役員への役員報酬は月額3,000円とする。但し変更が必要な場合は、理事会で検討し決定する。

- 2 役員が業務にあたる場合は、その期間中役員給与を支給することができる。金額については理事会で検討し決定するが、定期同額を条件とする。

(支払)

第3条 役員報酬、役員給与の支払いは毎月5日とする。

- 2 支払方法は振込を原則とする。

付則

- 1 この規定は1999年8月1日から施行する。
- 2 この規定は2020年4月1日から施行する。
- 3 この規定は2021年4月1日から施行する。
- 4 この規定は2023年4月1日から、一部改正して施行する。